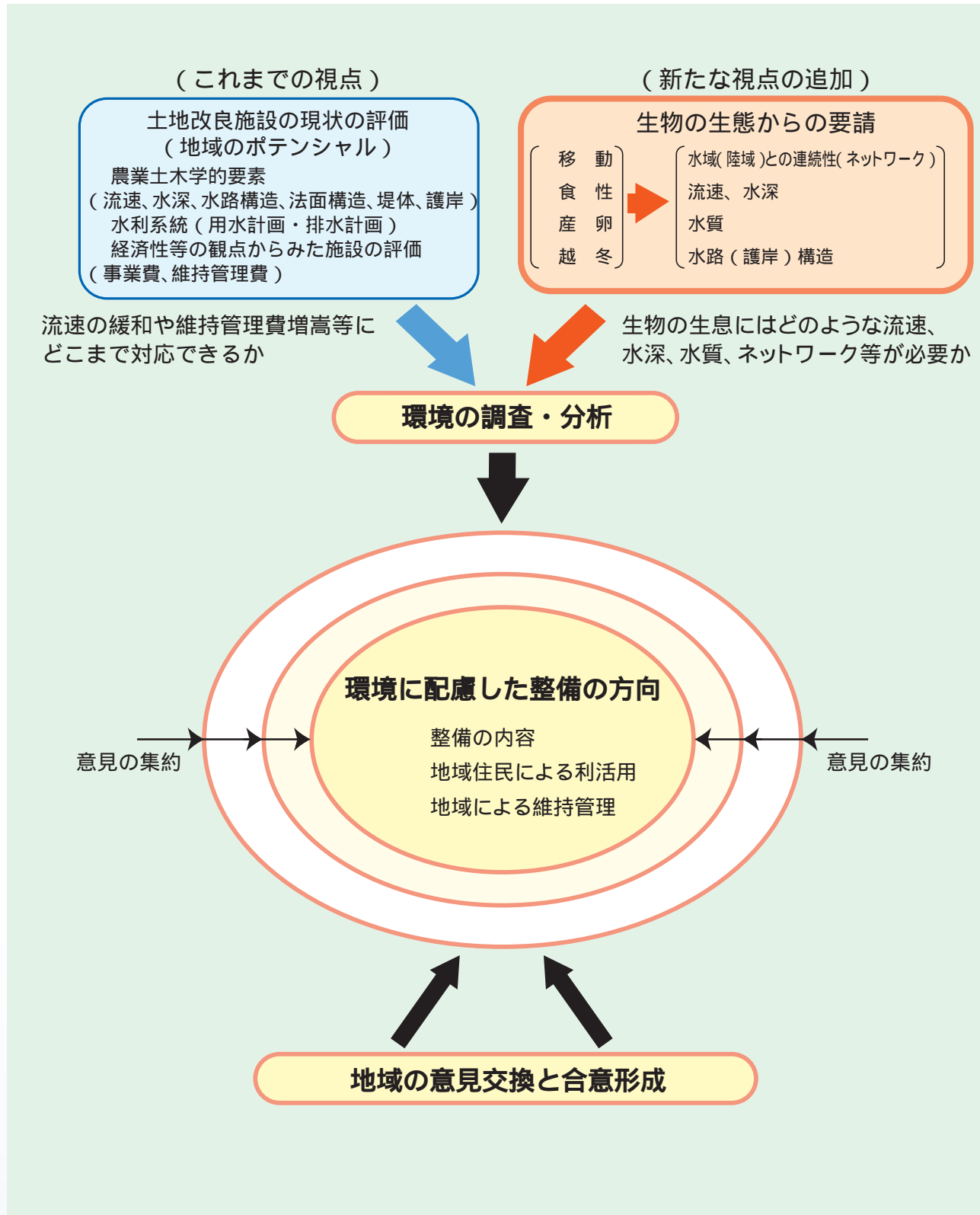


# 環境との調和に配慮した調査計画を行います

工学的視点に加え、生物の生態の視点からも調査計画を行います。

## 1. 調査から計画への新たな視点

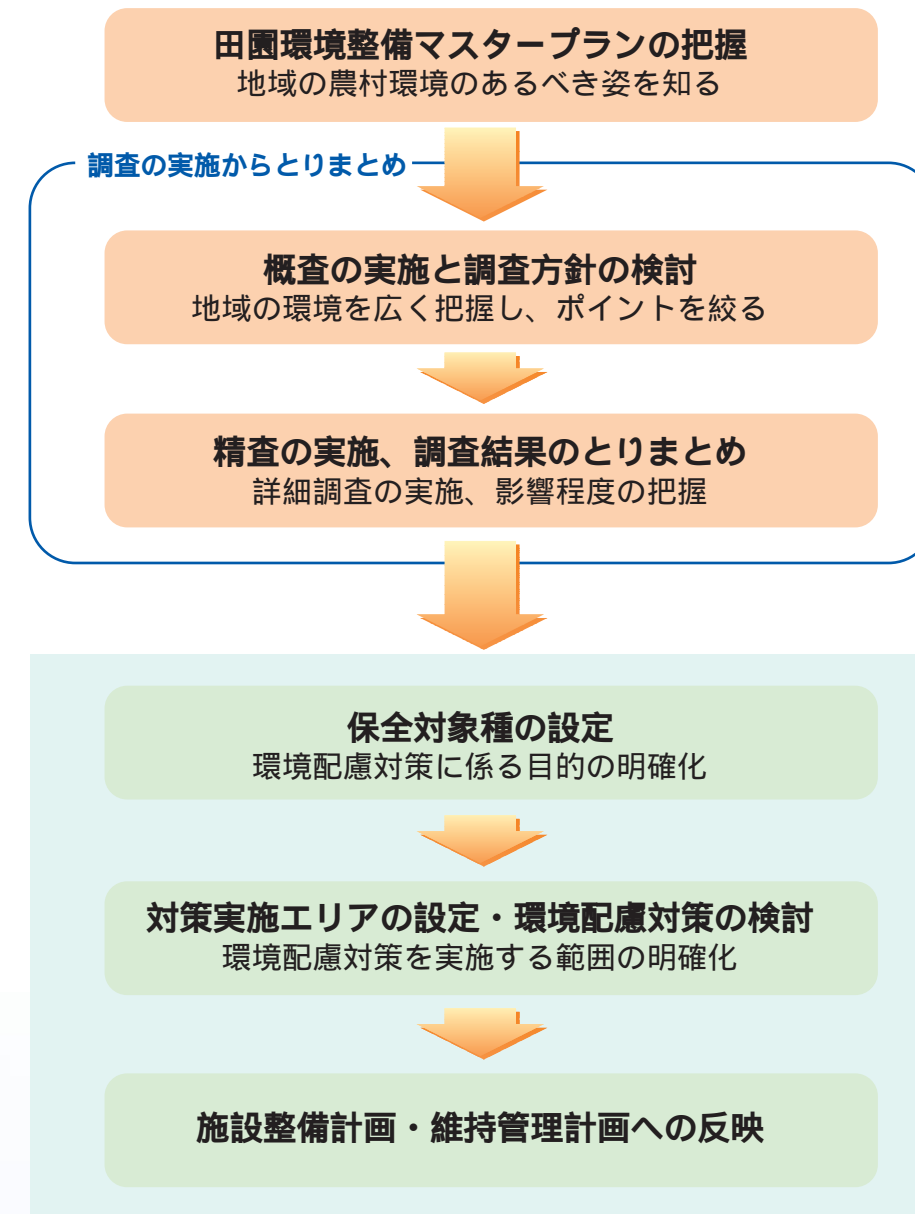


## 2. 環境配慮のための調査計画

環境との調和への配慮を適切に行うために、地域における環境の特性は何か、対象となる施設が地域の生態系にとってどのような役割を果たしているかを調べた上で、有効な環境配慮対策を検討します。

手引き(第2編):ため池P17~23 P24~33「第2章 調査」「第3章 計画」参照  
 手引き(第2編):農道P62~66 P67~75「第2章 調査」「第3章 計画」参照

この際、農家を含む地域住民、環境に係る有識者、行政等がそれぞれの役割をもって携わり、地域特性をふまえてよりよい取組みを進めることが重要です。



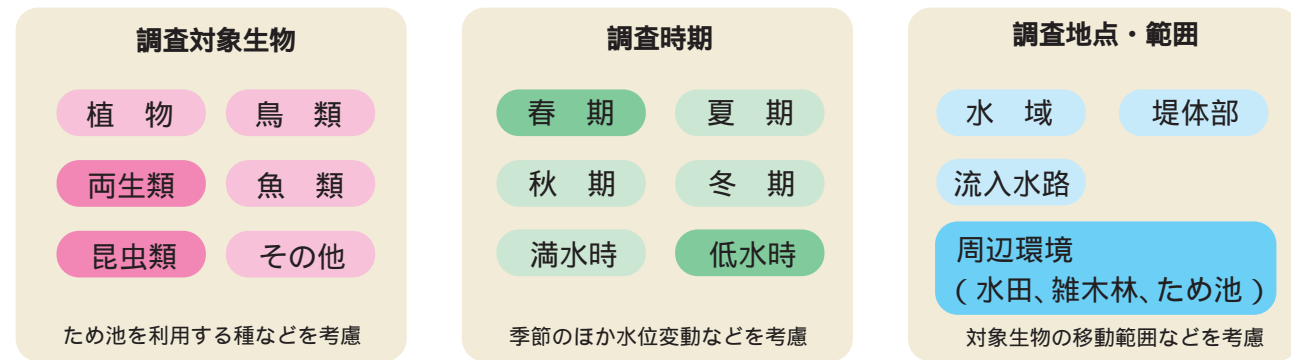
### 3. 調査の実施からとりまとめ

生物の生息・生育環境として収集すべき情報は多岐にわたることから、適切な配慮対策を検討するために有効な項目を絞り込み、効率的に調査を進めます。

手引き(第2編):ため池P19「2.2概査」P22「2.4精査」参照  
手引き(第2編):農道P64「2.2概査」P66「2.4精査」参照

#### ため池における調査の例

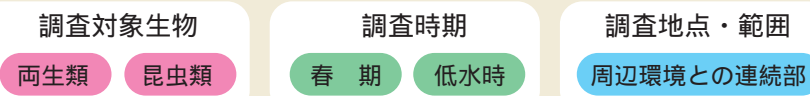
##### 概査の実施



##### 調査方針の検討

#### ポイントの絞り込み

地域環境の特性、ため池整備の影響と環境配慮対策などを想定しつつ、必要な調査項目・方法を選定



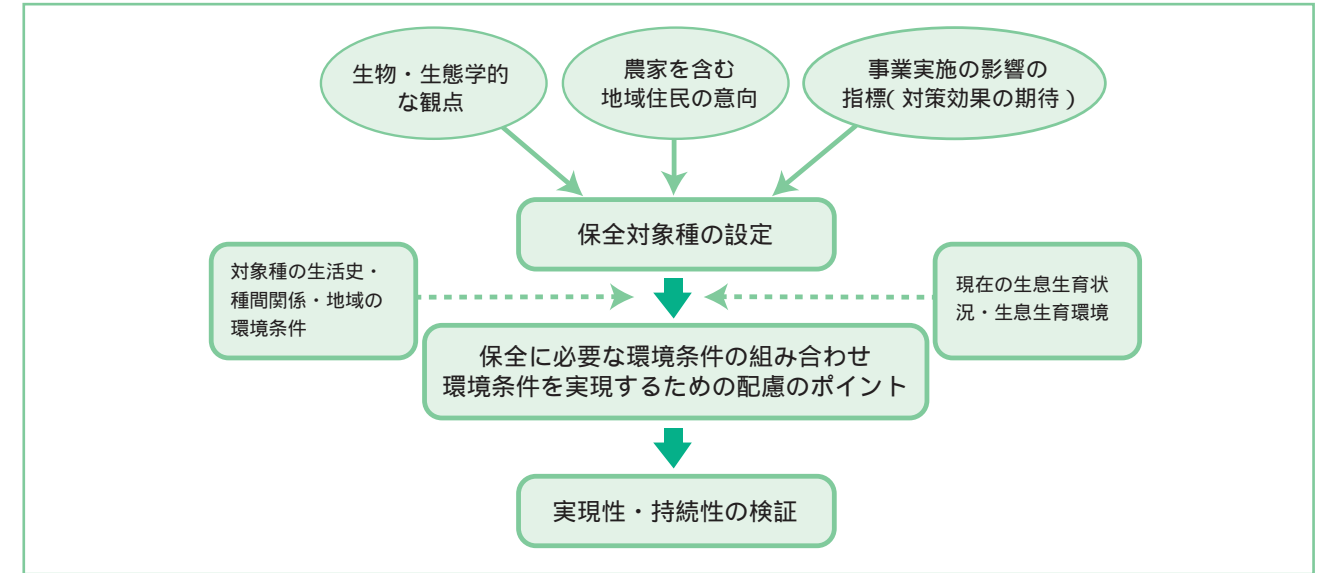
##### 精査の実施・調査結果のとりまとめ

注目すべき生物種の選定 (ため池周辺環境を指標など)  
重要な生息・生育環境の抽出  
ため池整備事業が及ぼす影響程度の整理

### 4. 調査結果に基づき保全対象種を設定

調査結果で明らかとなった注目すべき生物種を基本として、事業実施の影響、地域住民の意向、対策実施の実現性等を総合的に検討し、保全対象種を設定します。

手引きP37「4.3.1保全対象種の設定」参照  
手引き(第2編):ため池P26「3.2保全対象種の設定」参照  
手引き(第2編):農道P69「3.3保全対象種の設定及び具体的対策手法の検討」参照






### 5. 対策エリアを設定して環境配慮対策を検討

保全対象種を保全するために必要な範囲を対策エリアとして設定し、エリア毎にミティゲーション5原則に基づき環境配慮対策を検討します。エリアは、保全対象種の特性に応じ、適切なネットワークの検討をふまえて設定します。

手引き(第2編):ため池P27「3.3対策エリアの設定」参照  
手引き(第2編):農道P72「3.6エリアの設定」参照

#### ため池のエリア設定の具体例

保全対象種	生息・生育の特性	エリア設定の考え方
アオイトトンボ	 水生植物の茎や葉の表皮下に産卵する	産卵場所である水生植物の生育地を保全するエリアを設定 (湿性植物帯保全エリア)
カスミサンショウウオ	 池付近の地中等に生息し、湿地の水たまりなどに産卵する	生息地と産卵地の移動経路を確保するエリアを設定 (湿地保全エリア)
モリアオガエル	 通常は森林に生息し、ため池などの水辺周辺の木の枝や水辺に垂れ下がった草などに産卵する	森林とため池の連続性を確保するエリアを設定 (樹林保全エリア)

## 6. 環境配慮対策を決定し、施設整備計画に反映

各エリアにおいて複数の環境配慮対策を検討し、施設機能、維持管理、地域営農を考慮し適切な配慮対策を決定して、施設整備計画に反映させます。

### 水路におけるエリア別環境配慮対策の検討例

水路の施設整備計画は、路線全体を同一の構造とするのではなく、沿線環境等をふまえ、各エリアにおいて環境配慮対策を検討します。

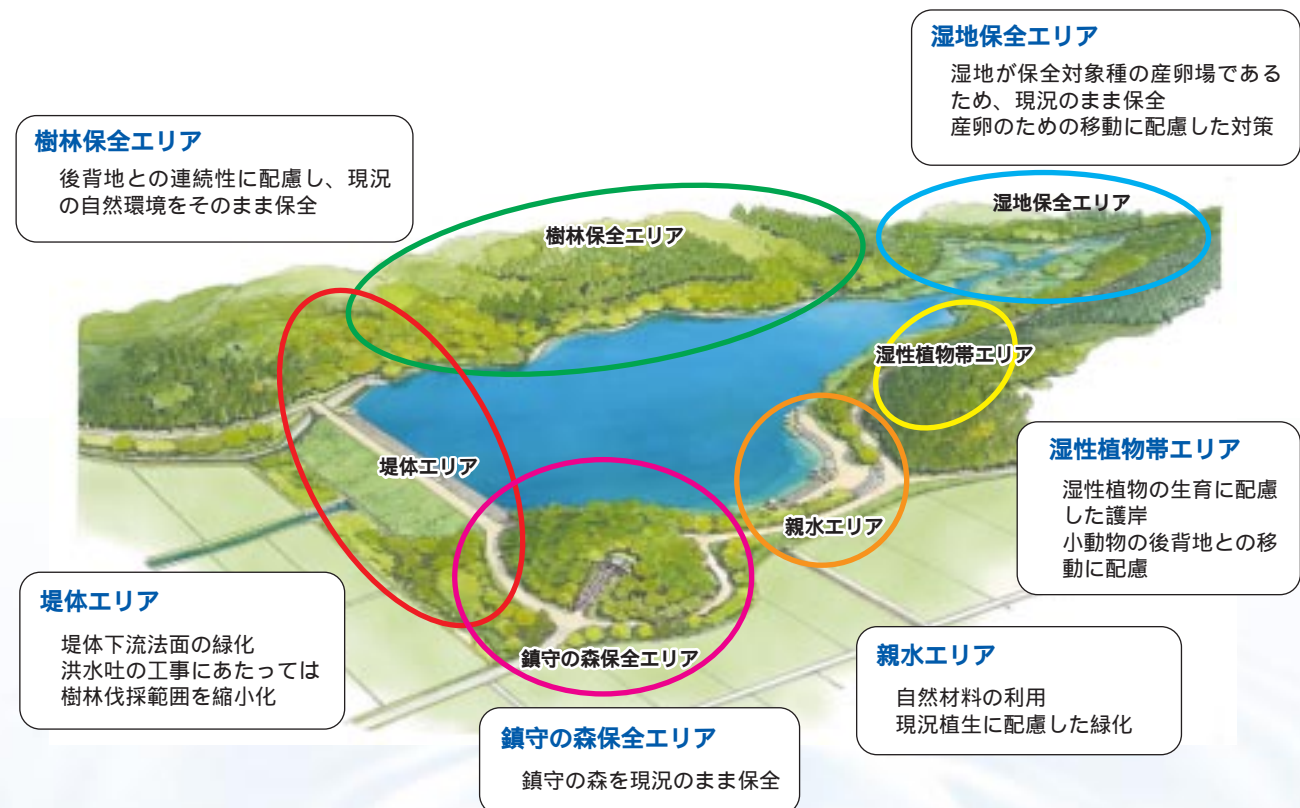
手引きP41「4.3.3.施設計画の検討」参照



### ため池におけるエリア別環境配慮対策の検討例

ため池の施設整備計画は、堤体の補修、取水施設や洪水吐の整備、護岸工が主体ですが、各エリアにおいて環境配慮対策を検討します。

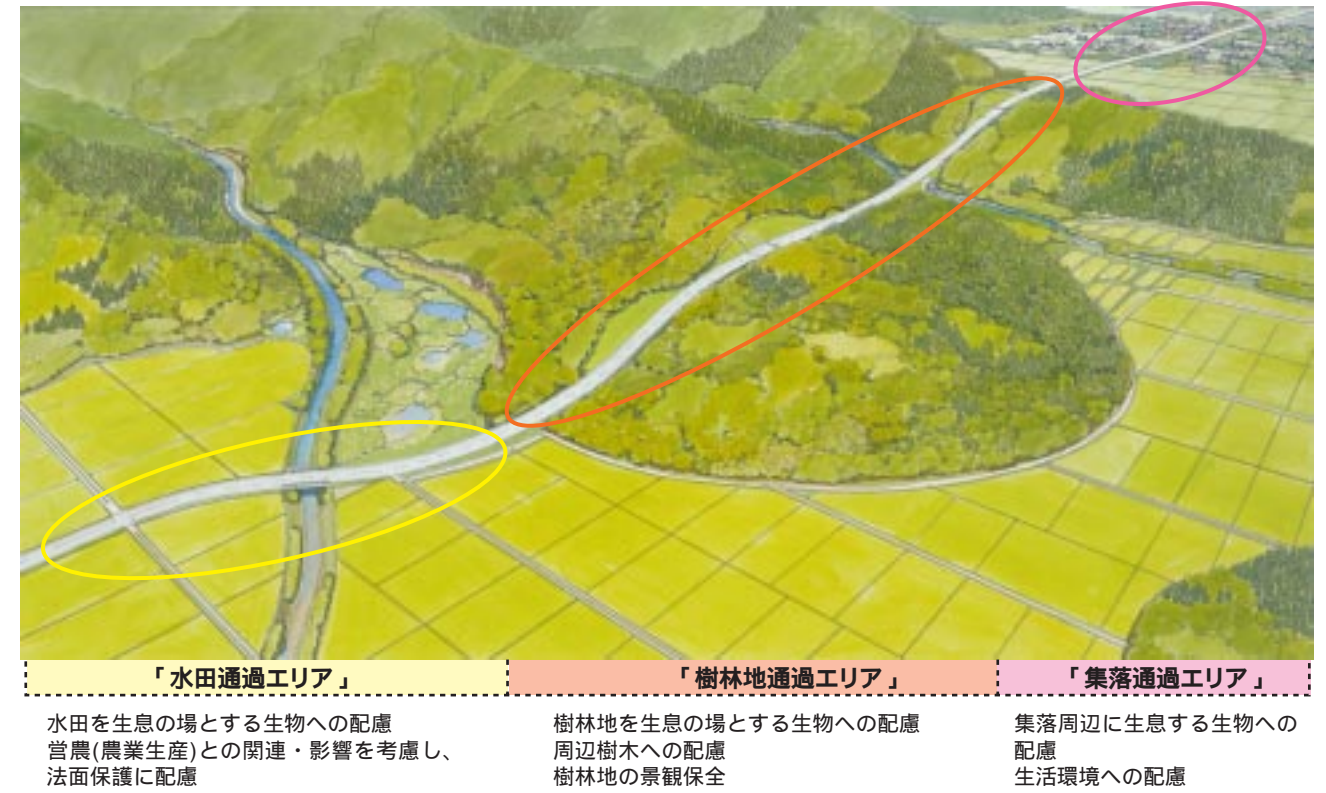
手引き(第2編)P30「3.5施設整備計画」参照



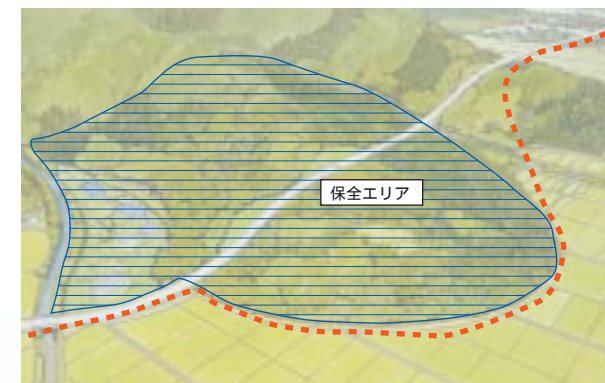
### 農道におけるエリア別環境配慮対策の検討例

農道の施設整備計画は、農道の機能や沿線環境等をふまえ、各エリアにおいて環境配慮対策を検討します。

手引き(第2編)P72「3.6エリアの設定」参照

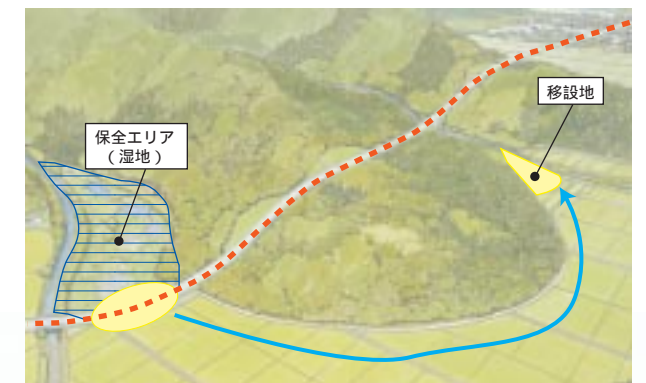


### 保全エリアの路線迂回(回避)の例



当初計画の路線が、保全エリア内を通過する場合には、保全エリアを迂回させる路線を検討します。

### 保全エリアの移設(代償)の例



路線の一部が、保全エリア(湿地)を通過する場合は、他の場所に同様な環境を創造し、移設することを検討します。

## 7. 環境配慮対策を反映した維持管理計画

環境配慮対策を反映した維持管理計画は、従来の維持管理項目や費用負担だけでなく、環境配慮対策に関する合意形成を十分図った上で、どのような体制、手法により維持管理を行うかについて検討します。

手引き(第2編):ため池P32~33「3.6維持管理計画」参照  
手引き(第2編):農道P75「3.8維持管理計画」参照

計画検討の段階から、従来からの管理主体である土地改良区・市町村などを中心に、農家などの地元関係者と十分な調整を行い、合意形成を図るとともに、地域で生態系を保全するための活動を行っている団体(NPO)など農家以外の住民参加の促進についても検討を行うことが重要です。

### 配慮対策を反映した維持管理(住民参加)

環境配慮対策の効果を発揮するための維持管理  
(モニタリング:水質、生物の生息状況等)

#### 従来の維持管理(ため池)

農業水利施設としての効果を発揮させるための維持管理  
(草刈り、ゴミ撤去、水抜き、浚渫等)

#### 従来の維持管理(農道)

道路としての効果を発揮させるための維持管理  
(交通管理、巡視、補修、美化活動等)

### 住民参加の維持管理の例



鳥取県大堤池では、水抜きの際に魚取りを実施。



岩手県胆沢町では、『農道沿線三世代花の会』により沿線の植栽・管理が行われている。

## 環境との調和に配慮した設計を行います

地域住民の意見を反映した創意工夫による設計を行い、必要な場合は、生態系の回復状況を確認しながら段階的に施工します。

### 1. 環境との調和に配慮した設計の考え方

農家を含む地域住民等の意見を反映し、多元的な視点から検討します。

手引き P54「5.2.1基本検討事項」参照  
手引き(第2編):ため池P35「4.2.1基本検討事項」参照  
手引き(第2編):農道P77「4.2.1基本検討事項」参照

